

宇土市入札監視委員会 審議概要

開催日		平成31年2月28日(木)	
場 所		宇土市役所仮設庁舎2階大会議室3	
出席者	委員会	村上 泰浩 委員長 伊藤 博士 委員 尾沢 安治郎 委員 中村 司 委員	
	市	指名等審査会委員, 事務局(財政課契約管財係, 工事検査係)	
審議対象期間		平成30年9月1日～平成31年1月31日	
抽出案件		92(31)	(備考) “カッコ書き”内 は不調及び中止 件数。
一般競争入札		6(3)	
指名競争入札		85(28)	
1億円以上		0	
5千万円以上1億円未満		0	
1千万円以上5千万円未満		21(8)	
5百万円以上1千万円未満		17(5)	
3百万円以上5百万円未満		27(11)	
3百万円未満		20(4)	
随意契約 (予定価格130万円以上)		1(0)	
その他		0	
委員からの意見・質問, それに対する回答		意見・質問	回 答
		次のとおり	次のとおり
委員会による意見の具申の内容		次のとおり	

(開会)

1 入札制度及び対象期間内の工事について

【事務局より、入札制度について、また対象期間内に行った工事入札全般についての説明】

質問及び意見	回 答
<p>・ 予定価格と指名業者の公表時期について 予定価格が確認できるため、受注者側は予定価格に近い金額で、応札しているのではないか。</p> <p>・ 随意契約案件について 「船場橋災害復旧に伴う復元工事 他 1 件」 経緯と業者選定について 今後の工事内容について</p>	<p>宇土市の指名競争入札では、予定価格を事前公表、指名業者を事後公表として運用している。業者の積算内容を確認するために、入札時には内訳書の提出を義務づけている。</p> <p>指名業者の事後公表については、談合対策を目的としている。ただし、県内の半数以上の市では事前公表として運用している。</p> <p>当該工事は、熊本地震により被災し、既に解体工事を実施した船場橋の原形復旧工事であり、また、復元までの期間を利用して河床改修工事を併せて行うものである。当初の計画では、復旧工事発注前に河床掘削工事を市内業者の指名競争入札で実施し、計画を進める予定であったが、3度の入札不調により、当初計画を断念した。その後、不調の原因のひとつが掘削時に石橋の基礎部分に影響を与えないようにしなければならない等、文化財復旧の特殊な工事であるため、入札参加が難しいことが判明した。</p> <p>その後、河床改修工事と復元工事を合冊発注とし競争性を確保したうえで、入札執行が可能と判断したが、入札不調となった。</p> <p>最後に、地方地自法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号「その性質又は目的が競争入札に適しない契約をするとき」に該当すると判断し、他自治体の同種工事の実績を有し、船場橋の解体工事施工業者でもある業者から見積徴収をし、予定価格以下であったため、5 回目の発注にて契約締結となった。</p> <p>なお、梅雨や台風時期は船場川内での工事は実施しない。河床改修工事及び復元工事は、渇水期での施工となる。</p>

<p>・不調案件について 今後の発注見通しについて 「平成 30 年度上松山地区水路改修工事」の今後の執行について</p>	<p>災害関連工事について予算ベースで、不調等の理由により繰り越す金額が 8 億円程度である。減少しているが、当初は平成 30 年度中の完了を予定していたものの、平成 31 年度までかかる見込みとなった。</p> <p>当該工事は、農閑期や出水前といった工期の問題があり、再入札を延期しているものである。</p>
---	--

2 指名停止措置等について

【事務局より、期間内の指名停止措置、指名回避措置についての説明】

質問及び意見	回 答
・特になし。	

3 抽出事案について

【事務局より、抽出事案 3 件の工事概要、指名の経緯、開札結果について説明】

	件 名	入札等方式	条件付一般競争入札：参加資格設定理由 指名競争入札：指名業者選定理由 随意契約：見積業者選定理由	落札率 (%)
		参加業者		
1	平成 30 年度 築籠雨水ポンプ場 2・3 号ポンプ改築工事 《対象案件の中で、最も契約金額が高かった案件》	一般競争	<p>工事概要は、ポンプ場内の主ポンプ設備（2・3 号）において、40 年以上運用しており、耐用年数の 30 年を大きく経過していることから、ポンプ改築を行い、機能回復を図るもの。</p> <p>資格審査会による入札参加資格について。</p> <p>以下は基本的要件以外の資格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・九州管内に、主たる営業所又は本店の権限を委任した営業所を有すること。 ・経営事項審査における「機械器具設置工事」の総合評価値が 900 点以上であること。 ・会社に元請として、10 年以内の同種工事施工実績（φ 300 mm 以上の排水ポンプ自社製作又は納入、分解整備、据付）があること。（平成 20 年度以降） <p>なお、本件は「宇土市競争契約事務処理要領」第 2 条第 3 号の規定により、入札者が 1 者の場合でも取りやめないものとする。</p>	97.27
1 社				

	件名	入札等方式	条件付一般競争入札：参加資格設定理由 指名競争入札：指名業者選定理由 随意契約：見積業者選定理由	落札率 (%)
2	網津第2排水機場水平コンベア改修工事《対象期間内の競争入札案件の中で、最も落札率が高かった案件》	指名競争	「指名審査方針」による。 工事概要は、設置後約40年間経過している施設であり、老朽化により電気機器類の破損が生じて維持管理に苦慮しているため、改修を行うもの。 業者選定について、発注工種は、機械器具設置工事であり、工事内容が有資格者であればどの業者でも施工できる内容ではない特殊なものであり、有資格者で本工事と同種工事の実績を有する市内1社と市外11社を指名した。	99.98
		12社		

3	平成30年度新町団地3号棟屋上防水改修工事《対象期間内の競争入札案件の中で、落札率が最も低かった案件》	指名競争	「指名審査方針」による。 工事概要は、建設から30年経過し、経年劣化による老朽化のため屋上の防水改修、給水塔の外壁改修を行うもの。 業者選定について、発注は防水工事であり、市内関係業者は4社しかおらず、適正な入札を確保するためにも市内4社・市外10社を指名業者とした。なお、防水協会会員、宇城管内、熊本市南区を中心に選定した。	79.99
		14社		

質疑内容

質問及び意見	回答
<p>《抽出案件1関連》</p> <p>①1者入札の取扱いについて</p> <p>(1)要領導入の経緯と入札結果について</p> <p>(2)適用条項と1者入札に関する審議について</p> <p>(3)事後検証について</p>	<p>①1者入札の取扱いについて</p> <p>(1)熊本地震以降、要領制定前に、1者申請により入札不調となった工事が一般競争入札で3件あった。工事の発注から契約までの迅速化を図るため要領を制定した。制定後に工事5件を1者入札で執行した。その内1件は、事後審査で失格となったが、1者入札を認めたことで、落札者が決定した工事が4件ある。</p> <p>(2)「宇土市競争契約入札事務処理要領」第2条第3号イ(ア)「特に緊急を要する工事又は特別の技術若しくは特別の機械を必要とする工事のとき。」を適用している。原則は再入札であるが、震災後入札不調が続発している等の理由から工事ごとに発注前に審査し、1者入札を活用するのか審議し決定</p>

	<p>している。なお、1者入札は広く公募する一般競争入札のみの適用である。</p> <p>(3)入札前の入札参加資格条件で業者が限定されないことを前提とし、事後検証においては、積算内容に問題がなかったか担当課が調査を行う。なお、今回は災害復旧工事との兼ね合いがあったものと推察している。</p>
②入札参加者が1者であったのはどう捉えるか。	<p>②複数の業者が受注可能であると判断したので、金額の面では予定価格も高く、参加意欲が高くなる工事と考えていたが、やはり、工事内容の面で入札参加意欲が低下したものとする。新設ではなく、既存設備内の改築工事であること、さらに、その工事内容の特殊性が参加者数に表れた。</p>
③梅雨や台風時期の工事について	<p>③受注してしばらくの期間は、渇水期を待ちながら工場製作に費やし、渇水期になると、速やかにポンプ等を組み上げる予定である。</p>
<p>《抽出案件2 関連》</p> <p>④落札率が高い理由について</p>	<p>④それぞれの機器単体については、県農林水産部単価等決定要領を遵守し、最低価格を採用するため、高落札になる傾向がある。また、熊本地震後、災害復旧工事の発注が国、県、自治体と数多くあり、さらに平成30年度からは通常案件の発注も増加したことから、人手不足であり、繁忙なことから競争意識が薄れたものである。</p> <p>過去落札率では、熊本地震前は平均92%程度であったが、地震後の入札案件(8件)は、97%と上昇しており、震災の影響とみている。</p>
<p>《抽出案件3 関連》</p> <p>⑤過去の落札率からみても塗装・防水の落札率が低い傾向があるとのことだが、予定価格が高いということはないのか。</p>	<p>⑤積算基準に基づいて積算しているため、間違いはないが、実勢価格とのかい離が生じていると考えられる。宇土市に限らず、県工事でも低落札となる傾向がある。また、防水工事とは関係はないが、熊本地震後、慢性的に交通誘導員が不足している状況のため、交通誘導員の実績価格と積算基準単価のかい離が激しく、変動しやすい点等、国、県の意見交換会でも情報が出ている。</p>

(閉会)